

# 平成30年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 民間委託化された事業におけるモニタリングの実施について (2) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度募集要項(案)について (3) その他
日時	平成30年5月14日(月) 午前10時00分 開会 午前11時30分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 A会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員 (事務局) 若林企画部長・白鳥行政改革推進室長・関谷担当主査・ 岡崎副主査・渡邊副主査
資料	平成29年度第4回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第 資料1 平成30年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート(案) 資料2 提案型民間活用制度募集要項(案) 参考資料1 平成29年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート(施設再編整備課) 参考資料2 提案型民間活用制度ガイドライン 参考資料3 提案型民間活用制度募集に係る周知活動について 当日配布資料 事務事業リスト
会議の公開・非公開	一部非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	情報公開条例第5条第3号に該当(行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報)

(開会)

(事務局)(白鳥行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは定刻となりましたので平成30年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を始めさせていただきます。

はじめに、4月1日付の人事異動等に伴いまして、当課の体制も変わっておりますので、紹介させていただきます。

## 【職員紹介】

(事務局)(白鳥行政改革推進室長)

それでは、会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

### 【企画部長挨拶】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

さて本日の委員会ですが、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をお願いいたします。

### 【資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

また、本委員会の公開・非公開については、委員の皆さまに事前に確認を取らせていただいておりますが、5月末から募集を開始いたします募集要項についての審議のため、行政の内部的な審議を行うことから非公開事由に該当し、議題2より非公開で実施すべきと考えておりますがよろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、本会議は議題2より非公開で実施させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、名簿順で川村委員をお願いしたいと思います。

(川村委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、川村委員、議事録署名人をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1「民間委託化された事業におけるモニタリングの実施について」、事務局より説明をお願いいたします。

## 議題1「民間委託化された事業におけるモニタリングの実施について」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは、議題1「民間委託化された事業におけるモニタリングの実施について」ご説明申し上げます。

提案型民間活用制度で実施している事業につきましては、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより事業所管課が中心となってモニタリング及び評価を行うこととなっております。また、評価については、透明性、中立性及び公平性の確保の観点から第三者チェックを受けることとしており、本委員会がその役割を担うこととなっております。

今年度につきましても、平成29年度の実施した内容について総括評価を行うこととしており、本日モニタリングシートについてのご議論をいただき、そのシートをもとに、今後、事業担当課が総括評価をした上で、委員の皆さまからのチェックをしていただくことを予定しております。

昨年度に実施した、平成28年度の実施状況等に対するモニタリングについては、事業者及び事業所管課が作成したモニタリングシートに基づき、委員の皆さまにご意見をいただき、事業者にフィードバックをさせていただきました。

これまで活用しておりましたモニタリングシートにつきましては、本委員会が発足する前、別の附属機関である茅ヶ崎市行政改革推進委員会でご意見を頂戴し、作成した経緯がございます。昨年度の本委員会での議論においてもいくつかシートについてご意見を頂戴しており、今後シートの見直しについて、本委員会の中で行っていくというご説明を事務局からさせていただいておりました。本委員会が発足し、1年半が経過した中で、これまでの本委員会でご審議いただいた内容を踏まえるとともに、本日委員の皆さまからもご意見を頂戴し、シートの見直しを行いたいと考えております。

本日は事務局にて、今後活用するモニタリングシート案を作成いたしましたのでご説明させていただきます。資料1及び参考資料1をご用意ください。参考資料1は、昨年の施設再編整備課のモニタリングシートであり、資料1の新様式との比較をするためをご用意しております。

それでは変更点についてご説明させていただきます。事業名や事業概要、予算決算等の情報を記載している上段の枠内については、特に変更はございません。

実際の確認項目につきましては、参考資料1の旧様式にもありますとおり、従来は受託者の自己評価及び事業担当課の評価を各項目ごとに記載する様式としておりました。受託者は、各事業の仕様書等に基づき、既に月次報告書等の提出や事業担当課との連絡調整を実施しており、日々の確認については随時できていることから、事業担当課の評価のみとすることとしました。

まず、事業担当課がA、B、Cの各項目の評価をした上で、総合評価を行います。その結果を事業者にフィードバックした上で、「評価を受けての今後の取り組み等」という欄を新たに設け、受託者に記載していただくことといたしました。

「評価を受けての今後の取り組み等」の欄では、日ごろ感じている「事業を実施する上での課題等」について、また、前年度のモニタリングを実施した際に委員の皆さまからいただきました意見について、受託者にフィードバックをしておりますので、その「委員意見に対する反映」について、記載をしてい

ただくことといたしました。

個別の確認項目については、昨年度本委員会において、「事業によっては関係ない項目もあるように見受けられるため、精査が必要である」というご意見を頂戴し、再度項目の精査を行いました。しかしながら、本制度のガイドラインにも記載がございますが、全ての項目が、事業者を選定する際の評価項目となっており、これらの項目はすべての事業において市として期待している項目であり、各事業者もそれに基づき提案をしている経緯がございます。そのため、今回の見直しにおいては、多少の文言整理はあるものの、標準様式の項目の変更については、特にしておりません。

ただし、これらの評価項目のほか、所管課が特に確認したい事項については、事業ごとに設定できることとしたいと考えております。

しかしながら、これから実施する評価については、平成29年度の実施内容について評価を行うため、すでに事業が終了しており、後付で評価項目の設定をすることになってしまうことから、新たな項目を設定せず、標準様式を活用することとしたいと考えております。

平成31年度以降に実施するモニタリング、内容としては平成30年度の事業に対するモニタリングについては、今年度中に項目の追加の必要性について、事業担当課による検討期間を設け、事業者とも確認事項を調整した上で、次年度のモニタリングシートに反映していくこととしたいと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、本委員会でモニタリングシートが確定いたしましたら、平成29年度事業に対する総括評価を事業担当課に行っていただき、結果がでそろいましたら、昨年同様、委員の皆さまにチェックをしていただく流れを予定しております。9月頃の公表を目途として、その前の7月～8月頃にご審議いただきたく考えております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

それでは、モニタリングシートの様式についてご意見をいただいて、必要であればここで修正箇所をまとめて、了承いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どのような内容でも結構ですので、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

(川村委員)

昨年の当委員会での指摘等を踏まえたうえで、評価項目はガイドラインにも載っているし、それを基に募集を行い、業者が提案をしてきているということで、評価項目に変更はないということは良く理解できるのですが、昨年も指摘をしましたが、参考資料1で「C. その他に関する項目」の「受託者の評価」と、「担当課の評価」が「C」と入っています。これを単純に見ると、評価が「C」というのは、「適切に業務を実施していない」という評価で、具体的に内容の説明を受ければ「そういうことか」と

十分理解できましたが、「C（業務を適切に実施していない）」が評価として表に出ること自体は、仕様書などで求めたものを適切に行っていないとしか受け取れなくなると思います。今回は担当課が評価するので、担当課が具体的な内容の説明を分かりやすく、担当課の評価内容に入れてもらえると、公開した際にも市民の方も理解できるのではないかと思います。評価が「C」で、これまでのように「関係ない」、「実施していない」という記載しかないのは、見た目で厳しいかなと思います。評価の仕方について、少し気を付けていただきたいと思います。

（事務局）（関谷担当主査）

昨年度の委員会の中で、「C. その他に関する項目」の「②地域経済の活性化」の内容についてご意見をいただきました。冒頭の説明で申しましたとおり、「地域経済の活性化」というのが本制度の主たる目的の一つであるというところからも、この項目自体は適切であるという判断のもとで項目として設定させていただいております。今、川村委員からご指摘をいただきましたとおり、「担当課の評価内容等」の記載の中で、上手く表現できるように、担当課とは調整をしてみたいと思います。

（藏田委員長）

他にございますでしょうか。

私から一点だけ。このモニタリングのフローですが、受託者からの書き込みがない形で先に担当課が総合評価まで書き込みます。その後、受託者に渡されて受託者がそれを記入して上がってくるという流れでよろしいですか。

（事務局）（関谷担当主査）

そのとおりです。

（藏田委員長）

そうだとすると、「評価を受けての今後の取り組み等」の内容の中には、昨年度の委員会でいろいろ出た意見に対する反映であるとか、受託者側の解釈で「このように対応します。」と書いていて、内容が充分でない場合もあることが想定されます。要は、担当課の評価を受けて、受託者側が書き込んでくるということは、受託者側としてはこれで十分応えているものだということで、モニタリングシートが出来上がってくるようになります。そうすると、その指摘内容が、特に実施上の課題とか、担当課が「C」の評価を付けて、改善すべきだというものに対して、十分な答えでないものが書き込まれて上がってくるということがあるのではないかと思いますので、結論的にいうと、担当課が受託者側の記載欄をチェックするなど、手続きを明確化しておいた方が良いのではないのでしょうか。そうでないと、受託者側の判断、解釈で「このように行いました」「このように対応します」ということになるのかなと思います。その点はいかがですか。委員からの意見については結構あるような気がするのですが、それに対して、受託者側

としては、なるべく対応したくないと思うので、最小限の対応方法を記載して上がってくるのではないかと。それをまた委員会で揉んで、「これは不十分ですね」というのは、芸がないというかもったいない気がします。担当課のワンクッションがなにかあったうえで、出していただく必要があるのかなと思います。

(事務局) (関谷担当主査)

今、この枠上は、委員長のご指摘のとおりになっているところですが、実際に受託者記載欄を記入していただくにあたっては、事業担当課のチェック等を経て、調整した上で提出をいただくという形を想定しておりますので、ここの記載の仕方などについては、こちらの委員会に諮る際には、各課との調整を踏まえた中での記載内容になっていくことは想定しております。

(藏田委員長)

分かりました。ということであればよいのですが、「評価を受けての今後の取り組み等」のところは、おそらく来年度に実施するモニタリングの段階で非常に重要な情報になってきます。要は、モニタリングした結果、それに対してやりますというものが、きちんと改善されているのか、評価が「C」だった項目が「B」になり、「A」になっているところがポイントだと思うので、その点について、しっかりと担当課がチェックされるということが必要かなと思います。その流れであれば、よろしいかと思えます。あとは最終的に上がってきたものをチェックする段階で、ここの部分を一つの欄で書いていただく形ですが、多くのモニタリングのシートがあがってきて、複数のものを見ることになると思いますので、文章でズラズラと書かれるのは、かなりチェックするのが大変かなと思います。指摘事項を番号付けするなり、それについて一目瞭然でチェックできるように、その点は、少し配慮していただければと思います。事業者側も書きやすいように、担当課のチェックもそうだと思いますし、市民の方も文書が複数ズラズラと書かれているのは見づらいですし、運用上の工夫をしていただければと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、今、出ました意見を踏まえて、特段、様式上の修正はないかなと思いますが、運用上留意していただいて、進めていただければということで、この提出いただいた事務局原案でご了承いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして議題2にまいりたいと思います。ここからは非公開ということで、今日は傍聴人はいらっしゃいませんけれども、非公開で実施させていただくということで、よろしく願います。では、議題2「茅ヶ崎市提案型民間活用制度募集要項(案)について」事務局より説明をお願いします。

## 議題2「茅ヶ崎市提案型民間活用制度募集要項(案)について」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは、議題2「茅ヶ崎市提案型民間活用制度募集要項(案)」について、資料2を用いてご説明

させていただきます。

本議題をご説明させていただく前に、3月20日に開催されました前回の委員会の「提案型民間活用制度における課題及び今後の方向性」の議題の中で、ご審議をいただき、事務局預かりとさせていただいておりました内容について、市としての方向性が決まりましたのでご報告をさせていただきます。

前回の委員会では、事業者の方にとって手を挙げやすく、かつ具体性のある提案を求める対応策として、民間委託化提案および事業企画提案といった、従来採用していた2段階提案から1段階提案に変更することをご提案させていただきました。これに対しましては、提案事業と実施事業者を同時に選定することとなり、随意契約となることから、その点について市としてしっかりとした整理がなされれば、その考えに沿って進めていくこととする、という委員会としての見解を頂戴したところです。

ご意見を踏まえ、あらためて市内部で協議を行いました結果、市といたしましては、民間の自由な発想をより多く引き出す仕組みを構築することが本制度を運用していく上で最も重要であるという認識のもとで、「提案の独自性」を拠り所とした1段階提案による選定を行うことで進めさせていただきたく、ご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

これを踏まえまして、資料2「提案型民活用制度募集要項（案）」について、ご説明させていただきます。今回作成いたしました募集要項（案）につきましては、従来の第1段階目の「民間委託化提案募集要項」、第2段階目の「事業企画提案募集要項」の双方の性質を併せ持つ募集要項のつくりとさせていただきます。

2ページをお開きください。項番1「本制度の趣旨」といたしまして、従来の募集要項にも記載がございました、本制度の5つの主たる目的を記載しております。項番2「募集する提案内容」では、全ての事務事業を対象として提案を受け付ける旨を記載しております。項番3「提案対象事業」の「(3)提案のための公表資料」では、当日配付資料として事務事業リストをお配りしておりますが、従来のリストからの変更点といたしましては、直近の予算額の反映として平成30年度の予算を、また30～32年度の3カ年分の事業費を、さらに委託化を期待する事業の欄を設ける等の修正を加えるとともに、ホームページ上においてはエクセルでアップすること、全体リストのほか、部局毎のリストもアップする等の、ホームページ上における検索性を高める工夫を加えてまいりたいと考えております。

資料2にお戻りいただき、3ページの項番4「応募の手続き」の(1)といたしまして、市窓口およびホームページに加え、商工会議所にもご協力いただき、5月28日(月)より募集要項を配布する旨、(2)では応募資格、(3)では説明会日時を記載しております。説明会を含む周知活動につきましては、参考資料3をご覧ください。「1庁内説明会」につきましては、本制度をとおして事業実施している事業所管課による効果等を含めた内容について、担当者、監督職に説明する機会を設けるとともに、「2一般向け説明会」では日中と夜、計2回開催することを予定しており、事業を実施している事業所管課の他、実際の受託者から、事業者目線での説明をいただくことも予定しております。

その他の周知活動といたしましては、5月10日に記者発表を行い、同日には市民活動サポートセンターへのチラシ配布を行っております。また松戸委員にご協力をいただき、5月15日号の商工会議所

ニュースにもチラシを同封させていただくとともに、会議所のSNSを活用した情報発信につきましても、現在調整を行っているところです。チラシの記載内容につきましても、制度の概要といった記載ではなく、「市の仕事をやりませんか」「得意分野を教えてください」など説明会に来ていただくことを主眼に置いた内容としております。

資料2にお戻りいただき、4ページの(4)では、提案前の事前確認、ヒアリングが必須であり、その期間として9月14日まで、「(5)提案募集受付」では、事前確認の後、提案の期限としては9月28日までとなり、提出に必要な書類を記載しております。

6ページから8ページにかけての「(6)審査」の「(イ)審査基準」といたしましては、前回の委員会ですすでにご審議をいただきガイドライン上に反映もしておりますが、昨年度、自由提案型の募集を行う際、第1段階目の「民間委託化提案」、第2段階目の「事業企画提案」のそれぞれの段階において、審査基準について本委員会でご議論いただき、決定した審査基準をベースとして、大きく「①基本要件」と「②企画内容」の2つの基準を設け、それぞれ審査項目を設定しております。「(ウ)審査結果」に記載のとおり、事業者から提出された提案書に基づき、総合的にご審議をいただき、「採択」「条件付き採択」「不採択」について決定していただきたく考えております。

11ページから13ページにかけては、本市での採択事業例を記載をしております。

以降は様式集となります。ページ番号をふっておらず申し訳ございませんが、主なものについていくつかご説明させていただきます。まずは様式1といたしましては「事前確認書」となります。構成として、どの事業に紐付く提案なのか、といった形式ではなく、まずは「どんなことができますか」「どんなことを確認、検討したいですか」といった構成に変更しております。続きまして様式3-2「企画提案書」をご覧ください。先ほどの審査基準における審査の視点である「提案の独自性」に対しまして、企画提案書の提案事項の下段で、独自性、創意工夫等アピールポイントを1つ以上記載していただくような形としております。

募集要項(案)の説明は以上となります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(藏田委員長)

ありがとうございました。それでは、説明いただいた内容につきましても、質疑等進めてまいりたいと思います。ここも議題1と同様、ここで、募集要項について、修正点があれば、意見をまとめて、ご承認いただくということで、進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まずは、前回の委員会の意見を踏まえての修正を経た募集要項ですとか、またその広報の仕方ということで、資料を説明いただきました。ご質問・ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(川村委員)

募集要項とは直接関わりがないことで、最初に聞きたいのですが、事前ヒアリングの件です。



直接、募集要項には載せる必要はないのかもしれませんが、以前にもお話ししましたが、随意契約でその1社と契約するということが前提になっていますから、変に疑われることがないようにすることは絶対に必要だと思います。特定の業者とだけお話しして、その業者に提案してもらうというようなことがあってはならないことですから、役所側の情報をどのように出すかということは、職員の説明会できちんと説明してもらいたいと思います。特定の業者だけ情報をたくさん出すということは、絶対にいけません。そういったことを違う業者からいわれてしまうと疑いを持たれてしまってこの制度そのものが問題になってしまいます。つまり、公表できる情報だけしか出せないということです。それから、行政側から案を出してはまずいと思います。「このように取り組んでもらうとありがたい」というようなことを1業者のみにいいますとそれこそ「何かあるのではないか」と疑われます。そこは、職員の説明会の際にきちんと説明してほしいです。それは、よろしくお願ひしたいと思います。これは、要望です。

2番目は、募集要項に記載の審査方法で、「審査項目に必要な事項を確認する」ということになっています。提案する側からいえば、審査結果はどう出るのだということになります。審査結果は「採択」「条件付き採択」「不採択」となっていますが、その審査そのものがどのような評価をされるのかということです。例えば、昨年の2段階目はプロポーザル方式で点数をつけて決定していましたから、非常に見る側にしてみれば分かりやすかったと思います。今回の場合、項目と基準は出ていますが、どのようにこれに優劣が付くのが明確になっていないと私には見えてしまいました。審査会が合議のうえ、合否について決定するとか、言葉は今の言葉で合っているか分かりませんが、何しろ決定する手順が若干抜けているように読めてしまいました。もし、私の認識が誤っているのであれば、そこはご指摘いただきたいと思います。

最後に、様式についてです。この様式集には載せなくてよい様式なのかもしれませんが、審査する側の立場として、この企画提案書で「市が実施する場合と比較して優れているところについて記載してください」となっている中で、なかなか事業について知識も専門性もないところで、厳しいところもあるので、できれば、今、市が行っている事業に対して提案がある訳ですから、その市が実施している事業との比較表などを事務局で作っていただけると大変ありがたいです。ここは今市はこうやっているが、ここは提案だとこのように変わるとか、この事業はこの金額で行っているが、提案だとこのくらいの金額になるというような、事業や金額の比較表があると審査はし易くなるのではないかと思います。

(事務局) (関谷担当主査)

審査の結果の扱いにつきましては、ご指摘のとおり、言葉としてそこまで明確になっていないところもあろうかと思っておりますので、ふさわしい場所に言葉を加筆するような修正をさせていただきたいと思っております。市が実施する場合の比較の資料に関しましては、昨年委託化事業を決定する際にも現状の事業や予算との比較や従事者数、事業所管課の意見について、資料として一緒に出させていただきましたが、引き続き事務局の方で資料は作成していきたいと思っております。

(藏田委員長)

ありがとうございました。他にございますでしょうか。今、「(ウ) 審査結果」に書かれているように、「審査結果を踏まえて最終的に市が民間委託化する事業を決定します。そのため、事業内容及び提案金額がそのまま委託化事業となるとは限りません。」と記載がありますが、最後の「事業内容及び提案金額がそのまま委託化事業となるとは限りません」とは、どの段階でどう決まるのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

最終的な意思決定の場としては、記載のとおり市内部の決定機関である行政改革推進本部で意思決定することになります。

(藏田委員長)

そこは明確だと思いますが、それに向けて本委員会の意見があり、「ここは直した方が良いのではないか」「適切ではないのではないか」との意見が出た時に、その審査結果の後、提案事業者と市が協議をして調整するとプロセスを踏むということでしょうか。

(事務局) (渡邊副主査)

昨年も同様の手続きを取らせていただいておりますが、本委員会が終わった後、委員の皆さんの主な意見をホームページ上で公表させていただいております。その結果を踏まえて、市の行政改革推進本部で審議をする形になります。委員の皆さんのご意見を公表した上で、「このようなことは今のところ難しい」「このような状況となりますがやっていただけますか」等、事業者との調整を踏まえた上で事業を決定することをプロセスとして考えております。事業内容の変更に関しては、主に「②条件付き採択」に至ったものについては調整がなされることが考えられます。提案金額の調整については、提案金額と提案内容を見た中で、金額の精査を市内部で行います。昨年も委員の皆さんからご意見があり、金額を精査したことがありましたが、例えば、「この部分にはお金を付けるべきではないのではないか」との意見を踏まえ精査をさせていただくことも可能性としてはございます。

(藏田委員長)

委員会での審査結果の意見を踏まえて、後は事業者との調整し、最終的な内容の決定については市の行政改革推進本部にかかる段階で意思決定するということですね。

あと1点よろしいですか。今日机上配付していただいた事務事業リストは環境政策課のものですが、イメージとしてはこれがエクセルで全課・全事業アップされることになるのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

見せ方としては、全ての事業を一覧で出すパターンと、部局単位で出すパターンを想定しています。

また、昨年公表についてはPDF形式で行っており、検索性に課題があったため今回はエクセル方式での掲載を検討しております。

(藏田委員長)

一番右側の「委託化を特に期待する事業」の「○」は、全課にこの欄があるということでしょうか。これは実際どれくらいになりそうでしょうか。作成するにあたり、行政改革推進室からのサジェスションなりサポートなりのやり取りはあるのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

今まさに事務事業リストの作成中のため、各課から随時提出されている状況ですので、今回イメージをもっていただくためにサンプルとしてお配りさせていただいております。一番右の欄につきましては、我々の思いとは違い、現段階ではなかなか「○」がついてきていないことが課題としてあります。「○」の付け方につきましても、どこまで調整できるか分かりませんが、担当課との調整は随時行っていきたいと思っております。

(藏田委員長)

ここの辺りは、「○」が増えていくような仕組みにした方が良いと思います。このリストをもとに、なるべく多くの人に関心を持ってもらい提案してもらうことを目指すとすると、この部分は一つのメッセージになると思うため、より多く付くように担当課をサポートしていく体制が必要かと思いました。

(川村委員)

今話を聞いていて気づいたのですが、8ページに「民間委託する事業は翌年度より原則3年間の実施とします」と記載がありますが、そもそもこの提案書の求める提案に委託の年数は入っていましたっけ。一年間の事業だけを求めることになっているのか、あるいは、複数年委託するのか、2年間とか3年間とか年数を限定しての提案なのでしょうか。提案者の委託期間についての記載がない気がしますが、どのように受け取ればよいのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

原則3年間ということで、こちらの考えでは3年間で1つの期間と考えています。確かに、書式の中にはそのような記述はありません。

(川村委員)

3年間とは、単年度を3年繰り返すのか、最初から3年間の契約をするということなののでしょうか。

(藏田委員長)

債務負担を組んで、3年間の契約をするということです。

(川村委員)

例えば、リース期間は3年では短くメリットがでないため5年間リースをしなければならないなど、5年間の提案をしたいという場合は、この提案では認められないということによいのでしょうか。

(事務局) (関谷担当主査)

今の考えではそうなります。

(川村委員)

わかりました。

(藏田委員長)

川村委員がおっしゃった情報提供の公平性を担保するために、リストを公開したり、説明会を開いたりすることになります。事前相談の段階で、例えば色々な業務について質問があった場合、普通の入札やプロポーザルだと質問事項に対して何を答えたのか随時公表されていくような流れになりますが、基本的に計画・モニタリング・事務事業評価など様々なすでに公表されているもので説明するのは、そのとおりだと思いますが、質問やそれに対する答え、追加での情報提供などは、事前相談以降はどのように公表するのか、それともしないのか、その辺りはどのようなイメージをもっていますか。

(事務局) (関谷担当主査)

現段階においては、質問の回答の想定は正直しておりませんでした。ただ、他市によっては質問及び回答を公表している例も認識しておりますので、具体的な形には至っておりませんが、検討の余地はあるかと考えます。

(藏田委員長)

ここは何か情報を出した方がよいのではないのでしょうか。全く出さない方法も有りだと思いますが、例えばA社には提供された情報が、B社には提供されていないことが仮にあった場合に、提供した情報を公開すれば、ある面では説明責任を果たしていることになります。情報を出したことを含めて非公表にすれば指摘しようがないのは確かですが、それはどうなのかなど。ただ、公表する場合ものすごい量になるため、どのようにするかは慎重に考える必要があると思います。

(山本委員)

昨年は2段階提案だったため、事業が決定し、その上で事業者募集を行っていたため、事業内容がある程度見えていた中での募集だったので細かいことで質問があれば公表しましたが、今回は1段階のため、提案する事業が皆さんそれぞれちがうため、質問と答えを誰が必要としているのか、すごくバラバラで難しいように感じます。

(事務局) (関谷担当主査)

先程、他市の例で申し上げましたが、山本先生がおっしゃるようにテーマ設定型であったり、限定された中での平等な情報の出し方の手法の確認はしていますが、全ての事業に関して、質問及び回答を公表することは、取り扱いがなかなか難しいとの認識です。

(川村委員)

我孫子市の例を挙げますが、ルールの問題だと思います。公募型競争入札や総合評価方式など、ルールづけがきちんとどこの市でもされていて、そのルールに乗っ取った形で進めるとなると先ほど言ったような形で絶対に進めないといけないと思いますが、この制度自体はここでルールを作ればよいわけです。今藏田委員長がおっしゃったようなことをするとすごいことになります。プロポーザルのように仕様書のあるものならそれほど詳しいヒアリングは必要ないかもしれませんが、こちらで提案していただくものについては仕様書を一切持っていないため、何の質問があるか分かりません。基本的には事業者が聞いてくる人が多いです。場合によっては、何回も何回も面接を行うところもあり、我孫子市でも10回も面接をするところもありました。面接したものを全て起こして全て公表することは至難です。そもそも紙で質問を受けること自体、紙があれば公表しなくてはならないのはそのとおりのため、やらなくてもよいのではと聞きながら思いました。我孫子市では、質問に対して答える時に職員は注意してほしいと言っています。こちらから「こうして欲しい、ああして欲しい」というようなアイデアだしはしないようお願いしています。次に同じ事業で違う業者が来たら、他でも同じような話もあるため、こういったことの情報と同じように出していますとあえて言ったりもしています。ヒアリングを受ける側として気を付けなければいけません。それは担当課任せにするのは怖いので、できるだけヒアリングがある場合には事務局側が誰かひとりでも入り確認しています。形としては残りませんが、事務局と一緒に入りきちんとやっていると言えるだけの体制をとっておけば、指摘されたとしてもどうにかクリアできるのではないかと思います。

(事務局) (関谷担当主査)

われわれも事業所管課と一緒に入りヒアリングはさせていただいていますので、基本はその形は踏襲していきたいと思います。

(藏田委員長)

このあたりのことは、要項上なり何かに書いてしまった方が良いような気がします。先ほど、川村委員がおっしゃったように公表されている情報のみであるとか、質問に対する答えについては公表しないとの考え方であれば、何を質問し、何を答えたのかについては個別事業者のノウハウもあるため保護のため公表しませんなど、要項の中でうたってしまった方がよいように思います。今、質問およびそれに対する答えについては、公表しないし記録もしないということで要項には書いてないですね。

(事務局) (関谷担当主査)

現在要項には記載しておりません。

(藏田委員長)

その後の対応や説明を考えた際に、それをうたって、そのような条件をご理解いただいて、この制度に入ってきていただくということであれば、ワンクッション行政側の説明責任は軽くなると思います。

(川村委員)

今のご指摘には最もなところがありまして、質問には提案者側の独特の独自のノウハウが入っている可能性がかなりあります。もちろん全てではないですが、基礎的なものから一步先といった時には、「このようなことを考えていて、これは問題がありますか。」といった質問はされると思います。当然、それに対して、法的な問題であるとか、これまでの考え方、市長の方針等について答えなければいけない部分は答えなければいけないです。しかし、それについて質問から全て公表してしまうと、そもそも事業者が考えていることなど、いろいろな面を入れてしまうことは事業者のノウハウという意味でもあまりよろしくないなので、それを全面に押し出して、公表しないという整理でよいのではないかと思います。

(事務局) (関谷担当主査)

そうしますと、「(4) 事前確認」辺りに、今議論にあった整理を入れられるかどうかというところになりますので検討させていただきます。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。今回、広報にいろいろご協力いただく商工会議所の立場からお気付きの点がありますか。

(松戸委員)

前回の委員会でお話ししたとおり、この制度自体の良さとかそういうものはすでに説明しきっているということだと思います。やはり、事業者側からすれば、収益が得られるのにというところが一番のキ

ワードになってきます。もちろん行政のお仕事をお手伝いしつつ自分の会社にとっても収益がなければ民間は食指が動かないというところだと思うので、そういったところの視点で、今回、チラシをご用意いただいて、先ほど話したとおり一度はまず商工会議所の会員へ投げたところです。ただ、一度に限らず、機会のあるごとに私どもの様々な会合もありますから、そういったところで、その都度、私ども商工会議所としても窓口になり、継続的にこの期間中行っていきたいと考えているところです。後はどのくらいの問い合わせがあるかというところだと思うので、細かな内容は、他の委員のご指摘のとおりだと思いますが、とにかく、多くの方に、エントリーまで至らないまでも、問い合わせが多くなっていくというところを着眼にして、商工会議所は取り組んでまいりたいと思います。

(藏田委員長)

山本委員は、いかがですか。

(山本委員)

今回は、一気に事業者まで決めてしまうという形なので、前回のように先に案だけ出してというよりは、少し応募数は少なくなるのかなという懸念をしているところです。実際に、様式3-2の中でどこまで求めているのかということが、どれほどの事業者に分かってもらえるか、あまりにも様式がざっくりし過ぎてしまって、どうなのかなというところが心配なところです。

(藏田委員長)

この様式の大括りにしているのは、検討の中ではどのような整理なりどのようなご意見があっそうなっているのかありましたら説明をお願いします。

(事務局) (関谷担当主査)

大きな構成については、昨年の民間委託化提案の募集要項から、枠組みとしてはそこまで変えていないというところが一つあります。それをベースとして今回、見直しをさせていただいたのは、いわゆる選定の際の評価基準の「提案の独自性」といったところを網羅できるような枠として、「独自性・創意工夫」といったところを設定させていただきました。その他に関しましても、実施体制、メリット・効果など、選定の際の評価基準を意識しながら検討したところです。

(山本委員)

提案書の枚数に限りはありましたか。この枠の中に収めることは、実際に無理な話だと思います。事業者が一所懸命思えば思うほどかなりの量が出てくるのではないかと思います。指定管理者の時に量があまり増えすぎてもいけないので、何枚未満のようにある程度の制限を設けるということがありました。今回、これを見るとその辺りはどこかにありますか。

(事務局) (渡邊副主査)

備考欄に「欄の大きさは調整していただいて構いません」と、枠を増やしてもよいという記載はありますが制限は設けていません。

(山本委員)

詳しく出したいという方は、この欄だけではなく、別紙という形で付けてくる人は付けてくるだろうし、「うちはこのことを取り組んでいる。これが、取り組んでいることの具体的なものです」といろいろなものを付けてくる可能性もあるだろうし、やる気があればそれだけボリュームの大きなものが出てくるのかなという気がするのですが、やる気を見せてもらえれば良いからある程度自由で良いのかその辺りの制限を設けるのか、その辺りがどうなのかなと心配になったのですが。

(藏田委員長)

現状は、添付書類は付ける様式にはなっていないですね。

(山本委員)

そうです。ただ、付けてはいけないとも書いていないですね。

(藏田委員長)

提出する書類の一覧の中に入っていないので、基本的には、付けていただくのは自由ですが、それは審査する類のものではないのかなと思います。分量をどう考えるのかということだと思います。今回は、最終的に随意契約ということであれば、ある程度、逆にいうと少なすぎても困るところが正直あります。あまり実績のないやり方なり体制なりということだと、それそのものが具体的に書いてあったとしても、実際にそれが担えるのかどうかということ。特に今回、様式の中で言えば、同種類過去の実績というところも含め随意契約の対象者として適切かどうかという判断をするにあたっては、もちろん、決算書類その他は拝見するにしても、個別業務に対してのノウハウなり実績というものは、きちんと付けてもらった方がいいと思います。そういう意味では、例えば、様式3-2の各\*の項目ごとにどれくらい以上もしくはどれくらい以内というような制限はあっても良いのかなという気はします。あまり多過ぎると大変ですが、かといって少なくとも、提案だけ見栄えが良くてということにもなりかねません。3か年の累計なので、それなりにしっかりとしたものがないと、市として最終的に決定する際にも、随契理由を組み立てる材料が必要だと思うので。

(山本委員)

実際、これが審査資料になるのですか。



(藏田委員長)

もちろんです。

(山本委員)

この後に追加するのではないので、提案書については、ある程度示した方が良いのかなと思います。

(藏田委員長)

3か年の随意契約ですから、ある程度のボリューム、各項目、数ページは少なくとも必要だと思います。5～6項目あれば十数ページというのはなんとなく最低限という感じがします。各項目、要約されていて2～3ページ、5枚という話はないような気がします。

(山本委員)

この様式の幅を広げるだけで、これを見た事業者がどこまで書き込んでくれるのかなっていうところはあります。逆に審査のしようがなくなってしまうらどうしようという懸念もあります。

(藏田委員長)

事務局は、何か検討はありますか。

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

おそらく難しい部分もあって、事務事業が1つの事務事業ではなくて組み合わせさせた事業で、しかも3か年のパターンというなかなか読み辛いところは当然あるのですが、検討の余地はあると思います。

(事務局) (渡邊副主査)

様式の見せ方については、再度、検討させていただきたいと思うのですが、昨年度の提案を受け付けた際に、本当は書いてもらいたかったが、書いてもらえなかった項目があったところもあり、評価項目のキーになる言葉を\*で記載するという作業はさせていただいたところがあります。今、ご指摘いただいたように、事務局としてもそれなりのボリュームは書いていただきたいなという意図はありますが、今の様式は、1ページの中に項目2つみたいな形で、確かにこの分量の記載で良いように見えてしまうというところがあるので、1つの\*の項目に対して少なくとも1ページというような見せ方に変えるなど、見せ方については、もう少し工夫したいと思っております。

(川村委員)

その件ですが、経験上の話として、なかなかこの様式を用意しても、このままそっくりその様式を使

うということはずみです。自分たちで運用計画書を全て作ってきて、見やすいような形にしたり、A3の大きめの概要フローのようなものを作ったりしているところもあります。そういう意味では、これにこだわることはないということは示した方が良くかなと思います。例えば、すべての項目さえ網羅されていれば、別紙で構いませんとか、別紙で良いですよなどですね。

(山本委員)

これを見る限りでは別紙というのは読み取れません。だから、難しいかなと。

(川村委員)

これだけで書いてくるところと、きちんと仕上げてくるところでは、やはり企業側のやる気というのは違います。この中に手書きで書いてくるところはそんなに意欲的ではないし、量が多いか少ないかでやる気があるかないかを判断してはいけませんが、一つの判断材料にならないかというところではないか思います。大概、本気で取りに来るところは、きちんとしたものを作ってくるはずで、勿論、知りたい項目を網羅することは前提なので、そのうえでの別紙とした形が私は良くかなと思いました。

(藏田委員長)

折衷案として、様式の枚数は、例えば、1項目2枚以内と絞っておいて、必要とするものについては、別紙として付けることについて妨げないとするなどいかがですか。全部がオリジナル様式だと比較するのがかなり大変なので、あくまでも様式上、評価項目に沿ったポイントは、この共通の様式に収めて出させていただき、それ以上のフローだとか、ビジュアルだとか、スキームだとかというものをこの様式の中に入れるとなると窮屈なので、それについては、別紙を付けることを妨げないという形で、それも審査項目に加えるというような方法が現実的かなと思います。他の事例でも、意外と大きなプロポーザルでも、全部の書類を全部見ることはできないので、概要版を付けさせて、概要版を審査して、必要であれば、本冊の方ということもあります。今回の場合は、本様式に評価項目の必要事項を入れていただいて、そこはあまり多すぎないようにしておかないといけないと思うので、最大何ページかを決めていただくということと、それに関連する資料については、添付ができるような形で提出書類の一覧を作ってくださいというのが一つの方法かなと思います。

(川村委員)

3年の随意契約についてですが、昨年までは事業を選んだ上でプロポーザルでしたので、全ての事業が3年間受けることによって効果が出るという形での提案でした。だから債務負担行為として、議会にも説明できたと思います。ただ、そういった理由がないものをただ単に要項が3年だから3年間債務負担行為の議案を出すというのは、議会での説明が厳しいと思います。今のままだと、審査の時の話になるかもしれませんが、提案そのものを3年間任せるということが、妥当である、そういった提案でない

と採用になりませんということになってしまうと思います。非常にこの制度の趣旨に合っていて、市民サービスも上がるし、効率化もされるし、市内活性化もされるけれど、3年間取り組む必要はなく、1年間でもいいという提案もあるやもしれないと思います。ですから、この制度自体をそっくり見直すということになるかもしれないですが、最初からどのような提案でも3年間というのは、私は、審査する時には、そこは3年間任せないとこの成果が出ないとか、3年間任せだけの理由がないと、後々議会で困るのではないかと思います。議会で「なぜ3年間なのだ」と言われたとき、長期継続契約のようなものだ、ある理由があつて法律上の理由があつてそういった条例を作っているからということになりますが、こういった要項があるから3年間ですつていう理由は絶対に成り立たないと思います。この要項上3年になっているから3年間の債務負担行為ですよというは、議会ではとおらないと思います。法律に基づいて3年間の債務負担行為を議決するのですから、3年間任せるといふ提案内容でないと3年間任せられないと思います。そこは、審査の際の話になるのかもしれませんが、このまま出したときに、そういった理由で却下されてしまう提案があつたときに、提案者がなんと言ふのかなど不安になってしまいました。そうすると今度は提案が少なくなってしまうことも考えられます。何が何でも3年間という要項になっていますから、そこに若干不安を感じました。

(藏田委員長)

事務局は何かございますか。

(事務局) (関谷担当主査)

何年が適切なのかといったところの議論に関しては、現時点においての一定の線としては、3年という設定はさせていただいており、また、今年度の募集についても、その線で行っていきたいという中で、今後の制度設計の中で、何年が良いのか、あるいは提案ごとに期間設定をした方が良いのではないかとといったところも含めて、これから検討していきたいなと思っております。

(川村委員)

このような質問をしておいて、このようなことをいうのは変ですが、結局は独自性だと思います。「その3年間は独自性があると我々は判断しています」とか、「審査会もそのようにいっています」だとか、そういったことで乗り切るしかないかなと思うのですが、少し苦しいものもあるとは思いますが。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。私から、プレゼンテーションのヒアリングのことですが、ヒアリングをさせていただくと毎回、提案書に書いていないことをヒアリング資料でプレゼンをされることが、結構あります。公平性から言うと新しいものをつくる事は基本的にダメだと思うので、申請した書類に書いてること以外の書類は認めないとして、提案されたものでご説明いただくとするか、パワーポイントを作

るのであれば、そこに記載のものをパワーポイントに修正してご発表いただくことは構わないという何らかのルール付けが必要です。おそらく通常はヒアリングの際に使える資料とか、参加人数とか諸々もう少し要項に書いてあると思うので、そこはルールを付けておいた方が良いでしょう。どうしてもヒアリングをするとそこでの発表の見栄えは、かなり印象に左右されるので、それまで積み上げてきた担当課や行政改革推進室の思いがずれてしまうといけないと思うので、その点は何らかのルールを書き込んでいただいた方が良くないかなという気がします。参加人数については、3人以内とは書いてありますね。提出資料、プレゼンテーションの仕方については、縛った方が良いでしょう。

他にいかがでしょうか。

(川村委員)

山本委員に確認なのですが、事業者に関することで、昨年、決算書だとかそういった申告の関係の書類を全て出していただくこととして、相当なボリュームがあつて、私は見られない部分がほとんどだったのですが、あの程度は審査には必要ですか。

(山本委員)

結局は信頼性の話になってしまいますが、本当は貸借対照表と損益計算書があれば、ある程度のことは分かりますが、ただ、あれはいくらでも作文できるのです。決算書に出ている数字をよく見せて、それを申告の際に申告で調整して、直して税金を納めることができます。なので、決算書が会社の全てを示しているかというところでもないです。まず申告書が付いていて、それが基になっている決算書があつて、税務署に出したものの印が付いていれば、嘘ではないと分かりますが、最初の申告書、決算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフローだけという形になってしまうと、いくらでも自分に都合の良いように書き換えることができます。それが、都合のよいもの書き換えたものなのか、そうではないのかという検証は、他のものがついていないとつじつまが合っているのか合っていないのかというところが分かりません。そこがすごく気になって全部出してほしいというところです。後は、税務調査が入って脱税行為があつたとか、なかつたとかというところも申告書が付いていれば、税務署側としては認められないという行為があつたのだなということも見えます。その辺りをできれば見たいというのが私の立場での希望です。本当は3年間だとすごい量なので、結局それを全員が見られるかということも見られないですが、そこを求めることによって、ごまかしはできないというところを訴えたいという思いでした。

(川村委員)

随意契約をするというのは、独自性も大事ですが、提案者がその仕事ができるかどうかという能力を見極めることが非常に大事な話ですので、そういった中で一人専門家がいらっしやって、そういったものが見られるというのは、ある意味強みだと思います。市内の業者であれば、大体分かるのですが、

市外の業者が来る場合は、そういった専門性を見られる力は必要です。

(山本委員)

そのためには、量が多いですが欲しいということです。

(川村委員)

分かりました。

(藏田委員長)

他いかがでしょうか。よろしいですか。では、ないようですので、一応、修正のポイントとしては、まず一つ目が、事業者の質問に対する回答については、知的財産の関係もあるので、事前相談の段階以降のやり取りについては公表しないといったルールを要項上加えていただくということ。

二点目は、様式3-2について、様式の見せ方として、枚数の上限・下限を設定するなど工夫していただくことと、添付書類を付けていただくことが可能になるようにしていただくということです。

三点目は、ヒアリングについては、ヒアリングに使える資料についての縛りを入れてくださいということ。以上、3点をご検討いただき進めていただければと思います。

後は内容的なもので、今回の審査が随意契約の判定を専門的立場からする外部の審査になるため、川村委員からいろいろとご指摘のあった3か年を任せるだけの随意契約理由として、そのようなことが分かるようにご配慮いただくことになるかと思えます。

それでは、事前ルールの部分、提案書の様式、プレゼンのヒアリング資料の縛りの3項目について修正いただき進めていただくということでご了承いただけますでしょうか。

#### 【異議なしの声】

(藏田委員長)

よろしく申し上げます。諸々修正点として挙げたもの以外にもご指摘があったかと思えますので、事務局の方で検討いただき進めていただければと思います。ありがとうございました。

### 議題3 その他

(藏田委員長)

それでは議題3「その他」事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) (渡邊副主査)

今後のスケジュールにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、周知活動を進めるとともに、5月28日(月)から募集要項の配布を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきましたご指摘につきましては、資料に反映させた上、決裁の上、公募を開始いたしますのでよろしくお願いいたします。

それとともに事務事業リストの公表も行い、担当課ヒアリングの受付につきましても併せて実施いたします。

ヒアリング済みの案件につきましては7月2日(月)より提案募集の受付を開始し、9月末までを募集期間といたします。

本募集に対する応募のあった事業についての審査を行う提案型民間活用制度事業者選定委員会につきましては、10月頃を予定しておりますのでご承知おきください。

また、次回、第2回提案型民間活用制度事業者選定委員会につきましては、7月下旬から8月上旬頃を予定しており、本日の議題1でご審議をいただきました、モニタリング結果についてご審議をいただく予定となっております。日程については改めて調整させていただきますので宜しくよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。委員の皆さまから、他に何かございますでしょうか。ないようでしたら、以上を持ちまして、平成30年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 川村 豊